

	御意見、御感想	回答
<p>情報提供ネットワークシステムで地方税情報を提供する際に本人の同意が必要な場合を定める告示案の意見募集について</p> <p>2)本人同意は、情報提供側が得るようにすべきです。情報照会側が得る場合は、情報提供側が本人同意があることを情報提供ネットワークシステムを通して確認できる仕組みをつくるべきです。</p> <p>1 (理由) 告示案では本人同意を、情報照会者が情報提供者に代わって得るとしています。これでは地方税関係情報を提供する自治体は、情報照会をしてきた自治体が本人同意をとっているものと見なし、その確認もできないまま提供することになります。 しかし守秘義務を負っているのは情報提供側であり、もし情報照会側が本人同意をとっていないにもかかわらず税情報を提供すると、提供した側が秘密を漏えいしたとして処罰されることになります。これでは安心して提供することはできません。</p>	<p>情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携においては、行政運営の効率化のため、中間サーバに提供すべき情報を登録することで、適法な情報照会に対して自動的に提供する仕組みとしています。このため、情報照会者側で本人同意を得る必要があるものです。</p> <p>本人同意を得ずに情報照会をし、情報提供がされてしまうことの無いよう、情報提供ネットワークシステムを利用して本人同意が必要な事務手続きを照会する際には、当該照会画面において本人同意が必要な事務手続きである旨を表示し注意喚起することとし、また、情報照会者が本人同意を得る必要がある旨を周知・徹底することとしています。</p>	